

広島県告示第七百四十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の二第一項の規定によつて、次の保安林を解除予定保安林にした。

平成二十年九月一日

広島県知事 藤 田 雄 山

一 解除に係る保安林の所在場所

三原市久井町山中野字土橋二七八の五二から二七八の五五まで、二七八の五七、二七八の五八

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 解除の理由

指定理由の消滅